関東職業能力開発大学校校友会会則

第１条　本会は、関東職業能力開発大学校校友会と称し、事務局を関東職業能力開発大学校（以下「本校」という。）に置く。

第２条　本会は､会員に対する情報提供と会員相互の親睦を図り且つ本校の発展に寄与することを目的とする。

第３条　本会は、次の者を会員とする。
（１）関東職業能力開発大学校、小山職業能力開発短期大学校、群馬職業能力開発短期大学校、茨城職業能力開発短期大学校及び小山総合高等職業訓練校の各校に在籍した者及び在職した職員並びに在職している職員
（２）第２条の目的に賛同する地域の企業等

第４条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）本校の行事等（学園祭、ポリテックビジョンなど）の案内
（２）会員相互の親睦を図るため、本校行事の支援及び企画
（３）能力開発セミナー等の案内
（４）会報の発行　等

第５条　本会の円滑な運営を図るため次の役員を置く。

会長	１名
副会長	若干名
幹事	若干名

２　役員は、会員から公募する。

第６条　本会は、総会と役員会を置く。
（１）総会及び役員会の議長は、会長とする。
（２）役員会は、前条に掲げる者をもって構成する。

第７条　総会は、次に掲げる事項について議決する。
（１）運営方針及び会則その他諸規定の制定及び改廃
（２）役員の選出
（３）その他、本会の運営に関わる重要事項

第８条　総会は、定例総会及び臨時総会とする。
２　定例総会は、毎年１回これを開催するものとする。
３　臨時総会は、会長が役員の同意を得て開催することができる。

第９条　総会の議事は、出席会員の過半数の賛否により定める。賛否同数の時は会長が定める。
２　前条の議事のうち本会則を改廃するときは、出席会員の３分の２以上の同意を得なければならない。

第 10 条　役員会は、会長がこれを招集し、本会の運営に関わる重要事項を審議し、これを総会に提出する。
２　役員会は、役員の３分の１以上の出席がなければ審議することができない。

第 11 条　役員は、総会で選任する。
２　役員の任期は、１事業年度とし、再任は妨げない。なお、補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　事業年度については、１１月１日から翌年の１０月３１日までの間を一事業年度とし、以降についても同様とする。

第 12 条　役員の任務は、次による。
（1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
（2）副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
（3）幹事は、本会の重要な事項に関与して会長の諮問に応ずるものとする。

第 13 条　総会及び役員会の事務は、能力開発統括部が行う。
２　事務局は、議事について、議事録を作成し保管する。

第 14 条　提供された会員の個人情報については、校友会運営目的のみに使用するものとする。
　また、取得した個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号)」に基づき事務局が適切に管理するものとする。

附則
　この会則は、平成２８年６月１日から施行する。

附則
　この会則は、平成２８年１０月２２日から施行する。